

衆議院 第七十五回国会 交通安全対策特別委員会議録 第九号

昭和五十年三月二十六日(水曜日)

1

出席委員  
午前十時十四分開議

參  
全國共濟農業人  
聯合會  
小久保武夫君

委員長	丁平	正一君
理事	大竹	太郎君
理事	河野	洋平君
理事	野中	英二君
理事	片岡	清一君
理事	三枝	三郎君
理事	勝澤	芳雄君

參  
自  
動  
車  
團  
連  
盟  
人  
日  
本  
人  
中  
村  
俊  
夫  
君

### 本日の会議に付した案件

○ト平委員長 これより会議を開きます。  
自動車安全運転センター法案を議題といたしま  
す。

出席國務大臣

出席政府委員  
國務大委員會委員長  
福田一君

警察廳長官 淺沼清太郎君  
警察廳交通局長 勝田俊男君

警察厅交通局参事官 鈴木金太郎君  
大藏省銀行局保険部長 德田 博美君

農林大臣官房審議官  
農林省構造改善局建設部開拓課  
池本寅夫君

長  
林野厅指導部林 岩崎 成嘉君  
道課長  
運輸省自動車局

参事官  
建設省道路局地  
方道課長  
三野栄三郎君  
宇津木  
参考人

菊池 稔君  
会員  
日本法  
人社團  
損害保  
險協會

わっている者として深い関心を持つてゐる次第で

として設立されるものであります。そしてこの法

また、交通事故の発生の防止に、あるいは交通事故による被害者の救済に対して、諸先生方が常日ごろ非常な御熱意をもつて御審議に当たられておられますことは、深く敬意を表する次第でござります。

すでに御案内のとおり、わが国のモータリゼーションの進展はまことに著しいものがございまして、自動車損害賠償保険法が制定されまして、いわゆる自賠責保険が発足いたしました昭和三十年、當時と今日とを比較いたしますと、自動車の保有者には、交通事故の被害者等の求めに応じて交通事故の発生事実を証明すること等の情報提供業務が、自動車安全運転センターの業務の大きな柱になつて、第一の業務である行政処分直前の運転者の方々

台数は百四十六万台から一千六百万台へ、実に十八倍にふえております。この間、年間の死傷者数も八万人から六十六万人へと実に八倍にふえているわけでございます。

に対する注意の喚起は、運転者の方々にとつても関心の深い事項であるだけに、運転者の利便の増進に資すると同時に、安全運転への努力を促すことによつて事故防止に役立つことが期待されます。

近年わが国の交通事故は、交通取引網まじの徹底、交通安全施設の整備など、あるいは一般的の交通安全意識の向上に見られますとおり、総合的な立場で交通安全の基本計画にのつとり、これが主重要な対策が推進されていることもございまして、幸い過去四年間連続して減少してまいりましたが、いまだお年間の交通事故死傷者数は六十六万人を

超えており、交通事故防止と被害者救済は依然として重要な課題として残されておるわけでございます。

御協力をするとともに、保険の機能を通じてこれらの事故による被害者を救済するための一翼を担い、日夜努力を続けていた次第でございまして、ところで、この法案を拝見いたしましたと、自動車安全運転センターというものは、交通事故等の防除及び運転者等の利便の増進に資することを目的

次に、運転者の方々の求めに応じて無事故無違反などの運転経歴を記載した証明書を交付されることは、これによって優良ドライバーが客観的に証明されることになり、その結果、表彰制度を始めとして各方面でこれを利用し得るものと考えられますので、事故抑止に役立つものと思われます。

きましては、契約者単位の保険となつていて、事故車と無事故車との間の保険料負担の公平と事故防止とに資するため、過去一年間の保険事故これは保険金支払いの対象になつた事故を言うわけであります。それの有無を基礎としたメリット・デメリット制度を実施しております。これにさらに違反歴の有無をも反映させる、あるいは保険事故歴ではなく事故歴そのものを反映される制度の導入につきましてはいろいろ保険業界としてはむずかしい問題もございますが、将来この自動車安全運転センター等を通じまして十分な基

基礎資料の収集が可能となれば検討に値する問題であろうかと考えます。それから交通事故証明書の発行業務でございまが、このたび全国組織を有するこのセンターが当該事故における加害者、被害者その他正当な利益を有する者の求めに応じてこの業務を行うとのことでございますので、申請者にとつての利便が図られるものと期待しております。

その他、この安全運転センターでは、運転免許を受けた者で高度の運転技能及び知識を必要とする業務に従事する者や、運転免許を受けた青少年に対して、それぞれ必要とされる運転に関する研修を行うほか、交通事故等の調査研究を行うことも業務のうちに入っております。

以上のとおり、安全センターの行う業務は、運転者の安全運転に対する関心を高め、交通事故防止に寄与する効果があると考えますので、広い意味での被害者救済にもつながることでもあり、私もといたしましては、その御趣旨に賛成しているような次第でござります。

私ども損害保険業界といたしましても、皆さま方と相携えて交通事故の防止及び被害者救済のために真剣な努力を続ける所存でございますので、今後ともよろしく御指導いただきたいと存じます。終わります。(拍手)

○下平委員長 次に、小久保参考人。

○小久保参考人 私は、全国共済農業協同組合連合会、略しまして全共連と申しておりますが、そこの常務理事を努めております小久保武夫でございます。

この委員会に参考人としてお招きをいただきまして、大変光栄に存じております。諸先生方にには、いつも農協の各種の事業の育成につきまして、格段の御高配をいただいておりまして、この点、この席をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

御案内のとおり、全共連は、共済事業において全国的に危機分散を図ることを主な目的として設置されました農協の全国組織でございます。昭和二十六年一月に設立をされまして、本年で二十四

年目に当たります。市町村段階にあります農協五千一百、四十七都道府県にござります共済農業協同組合連合会と一緒にまして事業運営に当たつておるわけであります。

この事業の成績は、養老生命共済を中心としたまししたいわゆる長期共済と申しておりますものが、契約保有高においてこの三月末で約三十兆、また火災共済(自動車共済など)いわゆる短期共済でござりますが、これもほぼ三十兆、このうち任意加入の自動車共済は約二十五兆で、この中心的な役割を果たしております。さらに自賠法に基づきます強制加入の自賠責共済は、契約台数三百三十万台の見込みでございまして、わが国自動車損害賠償制度の一翼を担わせていただいておるわけでございます。

さて、この委員会で目下御審議をなさつておられます自動車安全運転センター法案につきまして、率直に意見を申し上げたいと存じます。まず、私ども自賠責共済や自動車共済の事業を実施しまして、交通事故ができるだけ少なくするとともに、不幸にして事故にお遭いになられた方々の救済を業務としております農協共済関係者といたしましては、このような交通事故を未然に防止するという法案は、減ったとはいえまだ多い事故の発生している現在、まことに時宜を得たものと考えて、深く敬意を表する次第でございます。

第二番目は、後にも触れたいと思いますが、私どもは農協共済リハビリテーションセンターを持っています。これは幸い歩行分析施設その他交通事故に関連をいたしますりんかば市町村農協の窓口でもこのセンターとの連携がうまくれますよう御配慮をいただければ大変ありがたい、このように考えております。第三番目は、後にも触れたいと思いますが、私どもは農協共済リハビリテーションセンターを持っています場合に、有機的な御連携をお願いし、御活用いただくならば大変幸いに存じます。

第二番目は、農村の交通事故は都市と同じように若年層の事故が大変多いわけでございます。また農村では特に農耕用の大型自動車の運転にかなりの技術を要するものがあるわけであります。この面についてもセンターで十分御配慮いただきたいことをお願い申し上げたいと存ずるわけでござります。

この機関に、農村部における交通事故の特徴と、この面についてもセンターで十分御配慮いただきたいことをお願い申し上げたいと存ずるわけでござります。

経済の発展はいろいろの面で農村地域社会に変革をもたらしましたが、中でもこのモータリゼーションの激しい進展によりまして交通事故の頻発を申し上げさせていただきたいと思ひます。

この法案に關連をいたしまして二点ばかり希望しております。

その一つは、このセンターの出先機関として五十一の地方事務所の設置が予定されておりますが、その出先機関の設置と運営に当たりましては、都部に偏在することなく農村地帯の居住者の利便

が図られるように特段の御高配をお願い申し上げたいということあります。

と申しますのは、センター業務、わけても運転者の求めに応じて運転経歴を記載した書面の交付、あるいは交通事故の被害者等の求めに応じてなさ

れるまでの交換事故発生実証明書の発行など、こ

れらの業務の性格から見ますと、農村地帯の居

住者にも十分その恩恵が受けられますように、た

とえば市町村農協の窓口でもこのセンターとの連

携がうまくれますよう御配慮をいただければ

大変ありがたい、このように考えております。

第二番目は、都部に比べて必ずしも高いとは言えない現状

にあると思います。

第三番目は、特に歩行者、わけても老人と子供がモータリゼーションの激しい波に対応できないで事故に遭っている、こういう点がかなり農村では特徴的であります。さらにこの事故のうち即死あるいは一日以内の死亡事故が全体の中で四〇%を超えておる。これは都市部に比べてかなり高い比率を持つておるわけでござります。

なお、夏の農閑期あるいは行楽シーズンに事故が大変多いといったことや、朝夕のラッシュ時に事故が大変多くございまして、それは一日の事故数の半分以上を占めておるといったようなこともあります。センターがいろいろ調査研究をなさいます場合に、有機的な御連携をお願いし、御活用いただくならば大変幸いに存じます。

第二番目は、農村の交通事故は都市と同じように若年層の事故が大変多いわけでございます。また農村では特に農耕用の大型自動車の運転にかなりの技術を要するものがあるわけであります。この面についてもセンターで十分御配慮いただきたいことをお願い申し上げたいと存ずるわけでござります。

この機関に、農村部における交通事故の特徴と、この面についてもセンターで十分御配慮いただきたいことをお願い申し上げたいと存ずるわけでござります。

最近の共済事業の飛躍的な発展が、実はこのようない社会的な背景を持つておるということに思いをいたしますと、私どもは事業の性質上非常に大きな社会的責任を感じるわけでございます。こう

いうことでもございまして、私どもは從来から、單に事故のときに共済金をお支払いするということ



第でございました。

ありがとうございました。(拍手)

○下平委員長 以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○下平委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野中英二君。

○野中委員 きょうはお三方の参考人には、御多忙のところわざわざ御出席賜りまして、厚くお礼申し上げる次第でございます。

これから一、二点、参考人の方々に御質問を申し上げたいと思うわけでございます。いまお三方の参考人から承りますと、大体この法案の第二十九条を中心として賛成を賜つたようでございます。御存じのとおり、この第二十九条の業務は、大別いたしますと情報の提供業務、安全運転研修業務、あるいは調査研究業務、この三つに分かれておるわけでございます。

特に損保協会長さんや全共連の常務理事さんに質問をしておきたいのですが、この自動車安全運転センターができました場合に、この第一の業務であります情報提供業務、この中には交通事故証明であるとか、あるいは運転経歴証明、こういうものが発行されるというふうに理解をいたしておるわけであります。この運転経歴証明書に基づいて保険料の割引を行う新種保険を売り出す考えがあるように聞いておるわけでございますけれども、これはいかようになつておるのか、ちょっと菊池参考人にお尋ねしたいと思います。

○菊池参考人 ただいまこのたびの安全運転センター法案に関しまして損害保険事業界がどういうふうにこれを利用するかという問題について御質問がございましたが、われわれ自動車保険業界をやつておる者といたしましては、具体的な事故がございましたときにつきの証明書類はぜひ必要でございます。従来から警察当局の協力をいただいて、これを利用してまいりて、損害支払いの査定の重要な書類として利用してま

いました。

もう一つの御質問の事故経歴といいますか、運転歴に関する資料を利用して新しい保険ができるかどうかという御質問につきましては、私どもは従来損害保険業界におきましては、保険事故と申しますのは実際に人身事故を起こした場合でございますが、それをもとにして保険料率も算定しております。そういうふうにしておりました。

ただ、いまの御質問のポイントは、保険事故を起こさなくとも、非常に割り切つて申しますと、人身事故を起こさなくともいわゆる交通違反、たとえば駐車違反をしたりスピード違反をしたというだけの経歴でございます。そういうことも勘案してこれを保険制度に取り入れるかどうか、こういう御質問だと思いますけれども、実はこういうことも当該保険加入者に対する料率の算定の一項目として利用する制度は、米国あたりにあることは事実でございます。これはただの一項目としてやるのでございますけれども、ただ日本においてはそれは採用しておりません。あくまでもその人の人身事故歴、それが保険事故につながつてきた場合の記録のみ、まず去年度あるいは一昨年度どうであったかということから保険の割引を認めたり逆に割り増しを必要としたりということを考えがたいたいと思います。

○野中委員 新種にするかどうかは別問題として、せつかくできました自動車安全運転センターの発行するこうした証明書を十分参考にして今後料率を算定していく、こういうことでございます。

そこでちょっと私、交通局長に確かめておきました。先ほど菊池参考人の方からお話を伺いましたように、人身事故歴をもつて考えておきたいということがあります。先ほど菊池参考人の方からお話を聞いておきたいということでお尋ねいたしました。その一項目としてアメリカとしてはほかの違反も取り上げておきたいと思います。先ほど菊池参考人の方からお話を伺いましたように、人身事故歴をもつて考えておきたいと思います。

○野中委員 その場合に、基本的にはやはり人身事故歴を中心にお考えになつていくのかどうか、それだけ確かめておきます。

○菊池参考人 先ほど申しましたのが徹底しなかつたようですが、人身事故歴はすでに從来から導入しておりますが、事故歴ではそういう面のみをやつておつたのでございますが、今度新しい法案で新しい問題として検討しようということでございます。今度は人身事故以外の違反歴の検討に入りたいと申し上げておるわけであります。

○野中委員 そうしますと次のような疑問が出てくるのです。このようにして違反歴に基づいてメリット・デメリット制度を導入してまいりますと、確かに事故を起こさない良質の契約者をやすやすと反を犯している人たちは任意保険に入を放ると結果はあるかも知れない。しかし、逆に毎日こころ違反を犯している人たちは任意保険に入を放るということが今度は出てくる。そういう人をどういふうに――保険の主目的は被害者保護が中心でござりますから、違反歴の多い連中は任意保険へ入るのをとかく渋ってしまう。そうしますと被害者を擁護できないという問題が出てくるのじやないか。私はこれを非常に心配しているわけですが、

り出す考えではございません。

○野中委員 農協共済の方はいかがでござりますか。

○小久保参考人 私ども共済事業といたしましても、このデータが出てまいりまして、それがどのような形で十分使用できるかということを検討いたしました上、改めてこれを現在の仕組みの中に入れるかどうかということを検討させていただきたい。新種にするかどうかも、そのときに改めて検討させていただきたい、このように考えております。

○野中委員 新種にするかどうかは別問題として、せつかくできました自動車安全運転センターの発行するこうした証明書を十分参考にして今後料率を算定していく、こういうことでございます。

そこでちょっと私、交通局長に確かめておきました。先ほど菊池参考人の方からお話を伺いましたように、人身事故歴をもつて考えておきたいということがあります。先ほど菊池参考人の方からお話を伺いましたように、人身事故歴をもつて考えておきたいと思います。

○野中委員 その場合に、基本的にはやはり人身事故歴を中心にお考えになつていくのかどうか、それだけ確かめておきます。

○菊池参考人 先ほど申しましたのが徹底しなかつたようですが、人身事故歴はすでに從来から導入しておりますが、事故歴ではそういう面のみをやつておつたのでございますが、今度新しい法案で新しい問題として検討しようということでございます。今度は人身事故以外の違反歴の検討に入りたいと申し上げておるわけであります。

○野中委員 そうしますと次のような疑問が出てくるのです。このようにして違反歴に基づいてメリット・デメリット制度を導入してまいりますと、確かに事故を起こさない良質の契約者をやすやすと反を犯している人たちは任意保険に入を放るということが今度は出てくる。そういう人をどういふうに――保険の主目的は被害者保護が中心でござりますから、違反歴の多い連中は任意保険へ入るのをとかく渋ってしまう。そうしますと被害者を擁護できないという問題が出てくるのじやないか。私はこれを非常に心配しているわけですが、

いま交通局長からも話がありました、駐車違反あるいはスピード違反、項目ごとに表示していくのだというお話。そうしてみると、一つの証明書をおたくの方がいたいたい場合に、これを参考にして保険の料率を今後考えていくという場合

どうお考えでございましょうか。  
○菊池参考人 ただいまの御質問で、基礎にあります自賠責保険、これは法律に基づく強制保険でございますから、言葉は悪いが、いやおうなしに入れる。その上の上積み保険が任意保険でございますが、そういうのを採用すると入りにくいということについては、まことにごもっともで、私どもも同感でございます。しかし、客観的に違反のある人を考慮しないで、料率に反映しないでいいのかどうかということは、これから検討問題だと申し上げておるのでございまして、保険加入募集努力の問題と料率を客観的に冷静にどう算定するかということは別個に考えざるを得ないと考えておる次第でございます。

○野中委員 時間がだんだんなくなりてきましたので、この辺でこれは打ち切ります。

次に、日本自動車連盟副会長の中村さんによつとお伺いしたいのですが、損保会社あるいは農協とも違反に基づくメリット・デメリット制度

を自動車保険に導入することについて、ユーチーとしてどうお考えになつていらっしゃいますか。

○中村参考人 こういう制度ができまして、細かい調査ができるからお考えになるというこ

とですが、保険のたまえから言つたやうに人身事故歴を中心にお考いいただくべきであつて、駐車違反を何ぼしたからとか、スピード違反を何ぼしたとか、現にいまの反則金だつて、何年かすれば点数を消していただけるわけですか

は私どもとしては困ると思います。

○野中委員 いまユーチーの立場からお聞きした

わけですけれども、菊池さんの方もひとつ参考にしていただきたいと思います。

○小久保参考人 お答えを申し上げます。

実は、正組合員と組合員外との自賠責並びに任

意の自動車保険の加入につきましては、残念なが

らそれを正確に区別いたします状態を私ども把握しておりません。これはそれぞれの組合におかれまして限度の中でおとりをいたたくということになりますから、お受け入れを予定しておることについては、まことに申しわけないことあります。都市近郊その他では限度を超えることがあるやに私ども聞いておるわけであります。このようなことがありましてはまことに申しわけないことありますから、十分に努力して、その範囲内におさめるようしつかり指導していかなければならぬ。このように考えております。

○野中委員 くどいようですけれども、統計をするのは容易じやないと思ひます。資料提出はできるでしようか。

○小久保参考人 ただいま申し上げましたように、組合にありますもとの台帳にはこの区別ができるておりますから、これをそれぞれその組合に戻つて調べますから、これをそれぞれその組合に戻つて変形大な数字でござりますので、かなり時日を要するということはあると思ひます。

○野中委員 しつこいようですけれども、もし時間がかかるかもできるようでしたらひとつ御提出願いたいと思うわけでございます。

○小久保参考人 それでは、時日の点はただいまお約束を申しかねますが、できるだけ早く資料を提出させていただきたいと思ひます。

○野中委員 それではこれで参考人に対する質問を終ります。

○下平委員長 次に、井上東君。

○井上(泉)委員 参考人の各位には大変御苦労さまでござります。

きょうは自動車安全運転センター法案に関する参考人の御意見をそれぞれ拝聴したわけであります

が、皆賛成であります。

そこでまず、損害保険協会の会長さんにお伺い

したいと思いますけれども、安全運転センターの資金計画によるところ、政府の出資金は五千万で、補助金が一千万、事業収入が七千五百萬、その他が二億一千三百萬、その他は、自賠責運用益拠出金等の受入れを予定している、こういうことになつ

ておるわけですが、この一億一千三百萬という初年度の受け入れを予定しておることについては、これはもう納得をしておられるかどうか、その

お伺いします。

○菊池参考人 ただいま、資金の募集の内訳について、損害保険業界からの拠出のことについて御

質問がございましたが、私どもとしてはまだ具体的に金額についての御相談を受けておりません。

これが成立いたしましたら、われわれ自分のことはする覚悟はできておりますけれども、具体的な

おらないのが現状でございます。

○井上(泉)委員 会長もこの法案については賛成の意見を述べられておるわけですが、賛成をされ

ておられるならば、この事業はどういうふうな形でなされるのか、あるいは事業をすれば金が必要

でなされるのか、あるいは事業をすれば金が必要

</

場合でも、不談の成立までに被害者、加害者間、あるいは被害者と直接保険会社がやる場合もござりますが、いずれにいたしましても相当時間がかかるということです」とございます。

○井上(衆)委員 不談の成立その他で時間がかかる、こう言われましたが、任意の保険で、たとえぼくが一千万の任意の保険を掛けおる、そうしてぼくがぼくの車で事故を起こしたという場合に、相手方に支払う金額というのが、不談がたとえ強制保険を含めて一千五百万にならうと一千万になるうと一千八百万になるうと、任意の保険として支払える金額というものは、その事故が起つた時点で調査をすれば、すぐそこで計算は出くるとの違いますか。

○菊池参考人 文字どおり不談でござりますから

の保険から払えるのか、あるいは示談は八百万円になつたけれども、任意の保険はいろいろな条件を計算をするとそれが六百万円しか払えないとか、あるいは八百万に成立しておるけれどもこの場合には当然任意としても一千万円は出せるよ、こういう計算というものができるような仕組みになつていいのですか。話し合いで、話し合いの金額に応じて任意の保険の支払いの金額を決めるのですか。

○菊池参考人 先ほどの例で申しますと、たとえば千八百万円という示談額ができる。その示談額というのは、要するに被害者の損害額が千八百万円なのだとという意味で決まるわけでございますが、それに時間がかかるわけございます。その過程で、先ほど申し上げませんでしたけれども、実は

かということ、それを先ほどの過失相殺も含めて考えて考えて、根っこの方は強制保険の方でやられるわけでござりますから、それを引いたものが民保として払われるということでございます。それから、先ほどから保険会社側に一つの支払い基準といふうなものを持っておつて、それやるのだから非常に簡単にいくのじやないかとうふうなお話かと思ひますけれども、支払い基準はあくまでも保険会社の基準でございまして、それをいわば最低限度としてどう処理するかという基準でございまして、保険会社側の支払い基準相手方が必ずしも納得しないということ是非常たくさんございます。そのために時間がかかるでござります。

れども、いろいろなことを勘案するとこれだけのものが支払いができる、そういう余地があるということは、いま会長さんが言わされた言葉で確認ができるのですが、私は、そういう場合においても、任意の保険の募集をするときに、保険会社の方で、これは任意の保険であるけれども、あくまでも賠償の性格のものであるから一千万掛けておるといつても一千万はそのまま出ませんよ、それぞの被害の状態に応じて、それからまた被害者の状態に応じて額の変動がありますよというような親切な業務というものをやられておるようにならざりしないわけですが、協会としてはこの点どうですか。

○菊池参考人 私どもとしましては、いまおつしやるとおり保険契約当時に募集機関を通じてその

そういうのは成立しないのです。それからもう一つ、先ほど落としましたが、普通の取引と違いまして、こういう非常に不幸な事件発生の後でございますから、示談の交渉に入るまでも相当事前のいろいろ日本の社会においては感情的な問題もありまして、時間をかけてスタートされる。たとえば非常に卑近な例で、四十九日が済まない間に金の話を加害者が、あるいは保険会社が持ち込めない、持つていった場合に逆に非常に相手方の感情を刺激する、そういうケースも間々あるわけでございます。そういうことでおくれております。

○井上(泉)委員 私が仮に加害者であった場合に、強制では一千万掛けている、一方任意でも一千万掛けている。ところがこの事故では一休どれくらいの任意が払えるかということは、これは規定で決まっておるでしょ。そこで、私と被害者との間の示談で、強制は一千万であるが、仮に千八百円と示談が成立した場合に、その八百万円を任意

めが必要でございまして、被害者の損害額がこれだとしても、過失相殺があつて、被害者にもその負担を、つまりこの場合みずから負担になりますが、みずからの負担をがまんしてもらわなければならぬ。そういうことを含めての示談でございまして、その示談が一たん成立すれば、それから支払いが遅延することは絶対にございません。

○井上(泉)委員 私の質問が下手なのが、理解が悪いのか、任意の保険金の支払いのいわゆる限度額というものは、そういう過失相殺をする、この場合にはこういうふうに相殺になる。だから、あなたの方では一千万円を掛けておるけれどもこの事故の場合には保険金の支払いはこれくらいしか出ませんよとかいうようなことの話というものは、賠償金を支払わなければならぬ加害者に対することはないです。

○菊池参考人 強制保険と任意保険と別々にそ

ういうことを計算するのぢやございませんで、ある方の被害というものは、一体どれだけ損害があつた

○鶴池参考人 五百萬の基準のものが六百万、七百万円になり得る場合があるかという御質問でございますが、そもそも基準というのは、私ども恣意的につくつておるわけございませんでして、裁判所の最近の裁判例、それを根拠にしまして、裁判局向といふものを推定したもので毎年の基準にしております。そのようになつておるのでございまますけれども、それはあくまで基準でござりますから、その被害の度合いといふもので事情をしんしゃくしなければいかぬ場合がございます。一方被害者としては、そう言つては失礼でござりますけれども、できるだけ多く保険金をもらいたい、加害者に対して賠償を請求したいという気持ちは変わらないわけでござりますから、その間、納得するための時間の経過というものが実際にかかるつているわけでございます。

うかと存じます。それにつきましても、われわれ平生研修といふものを通じまして、あるいはいろいろな方法を通じましてこのレベルアップということに努力しているわけでござります。

○井上(泉議員) 時間がなくなりましたので、まとめて質問いたすわけですが、全共済の常務さんにお尋ねするわけですが、この農協共済の関係は主として農村地帯を中心であるわけですが、最近におきましては農道が非常に整備をされて、もう一般の地方道、いわゆる県道、市道と交わらないような道路の性格を帶びておるものが多くなってきておるわけです。これに対しての交通安全といふものが、この農道は何キロのスピードで行かなければならぬとか、そういうふうな標識というのもほんと見かけることがないわけであります。そういう点について、私、不勉強で、その農道の走行キロが最低が幾らかということは承知をしませんけれども、だんだん交通事故総合対策の概要によると、農協共済がいろいろなされておるわ

そういうのは成立しないのです。それからもう一つ、先ほど落としましたが、普通の取引と違います。こういう非常に不幸な事件発生の後でございますから、示談の交渉に入るまでにも相当事前のいろいろ日本の社会においては感情的な問題もありまして、時間をかけてスタートされる。たとえば非常に卑近な例で、四十九日が済まない間に金の話を加害者が、あるいは保険会社が持ち込めない、持つていった場合に逆に非常に相手方の感情を刺激する、そういうケースも間々あるわけでございます。そういうことでおくれております。

○井上(泉)委員 私が仮に加害者であった場合に、強制では一千万掛けである。一方任意でも一千万掛けである。ところがこの事故では一体どれくらいの任意が払えるかということは、これは規定で決まっておるでしよう。そこで、私と被害者との間の示談で、強制は一千万であるが、仮に千八百五十と示談が成立した場合に、その八百万円を任意だとしても、過失相殺があつて、被害者にもその負担を、つまりこの場合みずからの負担になりますが、みずから負担をがまんしてもらわなければならぬ。そういうことを含めての示談でございまして、その示談が一たん成立すれば、それから支払いが遅延することは絶対にございません。

○井上(泉)委員 私の質問が下手なのか、理解が悪いのか、任意の保険金の支払いのいわゆる限度額というものは、そういう過失相殺をする、この場合にはこういうふうに相殺になる、だから、あなたの方では一千万円を掛けでおるけれどもこの事故の場合には保険金の支払いはこれくらいしか出ませんよとかいうようなことの話といつもの賠償金を支払わなければならぬ加害者に対することはないですか。

○菊池参考人 強制保険と任意保険と別々にそういうことを計算するのじやございませんで、ある方の被害というものは一体どれだけ損害があつた

○鶴池参考人 五百萬の基準のものが六百万、七百万円になり得る場合があるかという御質問でございますが、そもそも基準というのは、私ども恣意的につくつておるわけございませんでして、裁判所の最近の裁判例、それを根拠にしまして、裁判局向といふものを推定したもので毎年の基準にしております。そのようになつておるのでございまますけれども、それはあくまで基準でござりますから、その被害の度合いといふもので事情をしんしゃくしなければいかぬ場合がございます。一方被害者としては、そう言つては失礼でござりますけれども、できるだけ多く保険金をもらいたい、加害者に対して賠償を請求したいという気持ちは変わらないわけでござりますから、その間、納得するための時間の経過というものが実際にかかるつているわけでございます。

うかと存じます。それにつきましても、われわれ平生研修といふものを通じまして、あるいはいろいろな方法を通じましてこのレベルアップということに努力しているわけでござります。

○井上(泉議員) 時間がなくなりましたので、まとめて質問いたすわけですが、全共済の常務さんにお尋ねするわけですが、この農協共済の関係は主として農村地帯を中心であるわけですが、最近におきましては農道が非常に整備をされて、もう一般の地方道、いわゆる県道、市道と交わらないような道路の性格を帶びておるものが多くなってきておるわけです。これに対しての交通安全といふものが、この農道は何キロのスピードで行かなければならぬとか、そういうふうな標識というのもほんと見かけることがないわけであります。そういう点について、私、不勉強で、その農道の走行キロが最低が幾らかということは承知をしませんけれども、だんだん交通事故総合対策の概要によると、農協共済がいろいろなされておるわ

けです。農道等に対する交通安全対策というか交付をされておるわけですねけれども、共済として自ら主的にやるとか、あるいはまた所在の農協と連絡をとつて指定寄付、つまりこれは農道にこうこうこういう交通事故防止のための施設をしていただきたいとかいうような指定寄付というようなものをやられて、農道における交通安全というものの万全を期していただきたいと思うわけあります。が、それに対する御見解を承りたいと思います。

引き続きまして、社団法人の日本自動車連盟の副会長さんに、いま損保の会長さんが任意保険についての見解を述べられたわけあります。自動車損害保険の任意保険についてあなたはどういうお考え方を持つおられるか、この機会に承つておきたいと思います。以上二つ。

○小久保参考人　ただいま御指摘の農道に最近非常に事故が多くなっていることは御指摘のとおりでございます。これにつきましてたまいま、從来から私ども市町村等に寄付をさせていただいております交通意識等について、指定寄付をしてそのようなものを希望してはどうかという話でございますが、実はこの点、一部の県においてはそのようなことがなされておりますが、全般的には御指摘のような形になつておりますんで、どうしても大きな道に集中をしているような感じがいたしております。この点は今後十分注意をいたしまして、農道その他実際に交通事故が農家にとつて問題になつておる点に指定をして御寄付を申し上げるようなことにさせていただきたいと考えております。

○中村参考人　私どもは強制賠償保険と任意保険と両方入つておりますのが多いのですけれども、強制保険の場合は、先ほど御質疑の間にも出ましたように非常に簡単に出ますが、任意保険の場合には保険会社がなかなかやかましいです。これはあたりまえなんであつて、株式会社が営利事業としてやつていいのですから、そう簡単にお金を払つてくれないというのが、私どもとしては常に大変

困った問題を引き起こしているところでございます。

しかし、それよりもっと困ることは、いまの任意保険の付保率というのは恐らく五〇%を割つていると思うのであります。私どもも全国で仕事をしておりますと、会員の方々からいろいろなこういった事故の相談を受けるのでありますけれども、相手が入つていないというのが五〇%以上あります。これは一つは、保険会社が不利な相手は、先ほどの御質疑の間に出来ましたように、任意保険に入れてくれませんから、これが一つあります。それからふところ勘定で入れない人もあります。こういう人たちは、善良な人は任意保険に入らないといふ人が事故の当事者となつたときに、こちらが被害者の側が非常に困つちゃう。これが今日の一一番大きな問題だと思つております。

○井上(泉)参考人　終わります。

○下平委員長　次に、平田藤吉君。

○平田委員　参考人の皆さん御苦労さまです。

参考人の皆さんに質問する前に、ちょっと局長にお伺いしておきたいのです。さつき中村参考人の方から、証明書については駐在で取り扱つてくれるというので安心しましたというお話をありました。駐在でどこまでやつてくれるのですか。申し出れば全部やつてくれるのですか。

○勝田政府委員　申請書の用紙等を駐在所に配付しておく。したがつて、駐在所に行けば申請書の用紙は手に入るということをございます。

○平田委員　申請書の用紙を手に入れて、書き込んで駐在へ持つていけば、ちゃんと証明書が駐在で出てくるようになるのですか。

○勝田政府委員　最寄りの郵便局から送つていたらどうということになるわけござります。

○平田委員　郵便局から送つたら、どこへ出でるのですか。

○勝田政府委員　それぞれの県の支所に来るわけでござります。県の支所に送つていただくというこ

とでござります。

○平田委員　こつちに来るのは……。

○勝田政府委員　県の支所から本人の方に郵送するわけでござります。

○平田委員　日数は大体どれくらいかかると見ております。

○平田委員　いま若干の問題でお聞きしたわけですが、後でこれは問題になると思います。そこで、今まで警察で事故証明は取り扱つてくれたわけですね。出かけていけばやつてくれた。これは中村参考人と池田参考人にお伺いしたいのですけれども、センターで扱われるようになると、いま言われたような道筋を通るわけです。

とりわけ事故証明の場合は、今までのようにやはりコンピューターで出すというわけにはいかんですね。図面を書いたりいろいろせにやならぬ。そういう意味で、なかなか大変なんじゃないかと思ふのですけれども、あなた方はどう考えておられるかお聞かせいただきたい。

○中村参考人　先ほども申し上げましたように、いままでは各警察署でいろいろお世話になつていて、五十一ヵ所だけでもやつてくれるといふ便になると思つて、警察署の方に聞くと、現場が窓口をやつてやるから、いまより便利になるとおっしゃつておられる。それから、今まで警察署では必ずいふん地方ではただでやつてくれているところもありますが、今回は何百円か取られるが、それだけ早くなつて親切にしてくださるなら、われわれはお金を払つてもその方がいいと考えておるので、あまり不便になるのだともう一層考え直さなきやいけませんが、そうでないと私は信じております。

○菊池参考人　損害保険業界といたしましては、新しい制度のとの事故証明の発行等について、具体的なことは実はまだ伺つてないのでもございません。全体の法案に盛られている方針について御賛成申し上げましたが、具体的にどういう利便が得られるのか、またそれに対しても私どもがどういふふうにあるかは御要望申し上げるかはまだ決めておりません。

○平田委員　中身がなかなか大変なんですよ。実際、この間私も質問したのですけれども、なかなかスマーズにくようなものじゃなさそうですよ、お役所仕事の上にもう一つできるわけですから。次に、中村参考人にお伺いしたいのですけれども、点数通知をやつてくれるということなんですが、おまえさん、もう点数がなくなるよという時期になると通知をしてくれるという制度なんだとすれば、点数の通知をされるとよつて効果はどうなんだろうかという点についてお伺いします。

○中村参考人　点数というのは非常にこわいものですから、いつも気をつけてはいますが、ひょっとすると忘れることがある。私もかつて一遍あるのですが、免許証の書きかえを忘れちやつて大騒ぎしたことがありますから、通知していただくことは大変ありがたいことだと思っております。

○平田委員　警察署が大変力を入れるほどのものではないようですね。お互に点数がなくなるのだから気をつけてはいるのだが、たまたま忘れることがあるかもしらぬから、そういう場合は助かる、そういう性格のもの、大げさなことを言ってやらなきやならぬほどのものじやなきやうです。

そこで、次にお伺いしたいのですけれども、事故歴、違反歴の証明書を出す、運転歴証明ですかを出すという話なんですが、このこととの関連で、先ほどお話をありましたように、損保関係では事故歴についてはメリット・デメリット制度を導入しているというふうに言われているわけですが、これをやりますと保険会社は大変有利になるのですか、どうなんですか。そのところをひとつ両参考にお伺いしておきます。

○菊池参考人　事故歴に基づくメリット・デメリットの採用は保険会社に有利になるかということが、私ども保険会社に有利になるということは考えておりません。保険契約者サイドから見

て、事故歴のある人とない人が料率に差異を求めるのは当然のことである、それが公平であるといふに一般に認識されておるよう見ておりますが、それに即応しているわけでございます。

もう一つは、これは少し口幅つたい言い方でございますが、そういう制度を導入することによって運転者が事故に気をつけて、事故を起こせば自分の車の保険料が高くなるのだから、そういうことをある意味で牽制して事故に対する注意を促すという役割りも果たしている、そういうふうに考えております。

○小久保参考人 今回の条項の中で掛金率に關係のありますものとないものとが出てくると思います、違反歴、事故歴の中で。したがつて、掛け金率に影響のないものを除きまして、掛け金率に影響のありますものについて、そのものが導入されればそれだけメリットやデメリットが出てまいり、そのように掛け金率を構成すればいいわけでございまして、私どもはもともと當利を対象としておりませんから、掛け金率の引き下げに役立ち、掛け金率の公平な配分ができる、このように考えております。

○平田委員 自賠責の方が引き上げられてくれば当然違反歴のある人は率の悪い保険へ入るまいといふふうになりますね。そういうものは出でないのですか。菊池参考人にひとつ……。

○菊池参考人 大変恐縮ですが、ちょっと今まで質問、もう少し……。

○平田委員 事故歴のある人が保険に入る場合に大変率が高くなつて分が悪いということになると、じやあ自賠責の方で間に合うからいいわといふことになつて任意の方へ入らないといふような結果が起こつてはいいのかということをお聞きしているわけです。

○菊池参考人 事故歴を重ねていく間に保険料率が上がることは任意の保険加入に影響を及ぼすということは、もちろん当該御本人にはそういう要素はあると思います。しかし同時に、保険会社としても全般的に、先ほども御指摘ございましたけれども、民保の普及率が低いときでござりますか

ら、任意保険の普及率の拡大にただいま全力を挙げて努力しているわけでございます。

○平田委員 メリット・デメリット制を自賠責にも導入しようではないか、違反歴を含めて導入しようとじやないかということがいま検討されているようですし、それから任意の方でも違反歴をも導入しようということが検討されているようです。これはドライバーの立場、ユーザーの立場から見て、このことについてどう考えられるのかお聞かせいただきたい。

○中村参考人 この問題はずいぶん昔から議論されておるのですけれども、いまの自賠責保険のたまえのままだと、先生御承知のように、車についておりますから、人間のメリット・デメリットというのはなかなか入りにくい。しかし、将来この根本を変えてしまえば、外国にも例がないわけ

ぢやないので、メリット・デメリット制を大きく入れることはできると私は思つておりますが、しかし、それは大変な変革を長期間にわたつてやつてできることだと思います。

それからもう一つは、いまの任意保険につきましては、先ほど申し上げましたように、保険会社が断るというケースもござります。だからもつと付保率をふやしていくことが先決かもしれません。いずれにしましても、私ども決して自賠責保険にメリット・デメリット制を入れることに反対はしないのですけれども、実際問題としては大変むずかしい、根本的変革になる、こう思つております。

○菊池参考人 現在やつております私の方の業務上の実態を申し上げれば、保険加入して以後の、その方が仮に五年前なら五年前に初めて車を持ちになつて、初めて加入されたとしましたら、その五年來の事故歴というのは、事故を起こしましたその都度保険金をお支払いするという手続を通じて保険会社の台帳に載るわけでございますから、それを基礎資料にするわけでございます。

○平田委員 そうすると、事故歴がこれまであって、新たに加入しようとすると、メリット・デメリット制は適用されないのでですか。

たように、これから検討しようとしているところでございます。ただ、仮に違反歴を導入するといつても、その方に払つていただく保険料率をどの程度のウエートにするか、全くこれから検討でございます。違反歴というものがあつた場合に、これは人身事故を今まで起こしているわけではありませんから、何も関係ない。保険料率というのは、事故を全加入者の負担にどういう計算をするわけでございます。そのときに、単なる違反歴ではそういう意味では役を果たさないわけでございます。

しかし、翻つて考えてみると、違反歴をどういうふうに今度のセンターが発表してくださるか知りませんけれども、そのデータの出方によりまして、非常にそのドライバーの本質についての信頼性が仮に高い資料になるとしますれば、しかしそれは将来事故を起こされる可能性のある方かも知れないと、そのことも否定できないことだらうと思います。その辺がまさに「デリケート」でござりますけれども検討課題になる、こういうふうに申し上げておるわけでございます。

○平田委員 現在の制度で、事故歴をメリット・デメリットに任意の場合導入されているわけですけれども、この事故歴はどこで把握されているのか、どのような手段で事故歴を把握して適用されているのか、菊池参考人からお聞かせいただきたい。

○菊池参考人 現在やつております私の方の業務の実態を申し上げれば、保険加入して以後の、その方が仮に五年前なら五年前に初めて車を持ちになつて、初めて加入されたとしましたら、その五年來の事故歴というのは、事故を起こしましたその都度保険金をお支払いするという手続を通じて保険会社の台帳に載るわけでございますから、それはこの間の私どもの質問でも大変問題にしたわけですけれども、結局免許証を持っている人が就職しようと思った場合に、運転歴を持つていらっしゃい、就職の採用するかどうかの条件としてこの運転歴が使用されるであらう。

○平田委員 これはこの間の私どもの質問でも大変問題にしたわけですけれども、結局免許証を持っている人が就職しようと思った場合に、運転歴を持つていらっしゃい、就職の採用するかどうかの条件としてこの運転歴が使用されるであらう。

○菊池参考人 御発言のとおり、いたしておりますせん。その保険会社が事実を承知した時点からの問題でございます。

○平田委員 今度この法案によると、事故歴、違反歴の証明を出すことになりますね。この証明を出すことになりますと、保険会社の方では、やはり加入してもらう場合に事故歴、違反歴証明を持ってきてくださいというふうになるのですか、菊池参考人。

○菊池参考人 仮に保険会社の料率算定にそれを組み入れるといったら、そのドライバーの方からセントラルを通じて書類を取つてきていただいてこちらに提示していただく、そういうことになるかと思います。それは検討中でございます。

○平田委員 小久保参考人の場合、同じ問題でどうですか。

○小久保参考人 やはりそういうものを一緒に御提出いただくことによって、逆にメリットのある方には安い掛け率が適用できる、こういうことになるうと思います。

○平田委員 事故歴、違反歴のある人は出したがらないと思うのですね。そうならば、いま菊池参考人がおつしやつたように、入るときは何もなかつたことにして入りたい、その方が料率が安いとなればそうしたいですね。これは人情です。そういう場合に、いや運転歴を持つてきていただかなればうちの方は受け付けられませんということになるのだろうか、どうだろうか、そこら辺についてどうお考えか、小久保さん。

○小久保参考人 その点は確かに重要な検討の項目であると考えております。ですから、そういうことによつて任意共済に加入をなされる方が減るといつようなことになれば、やはり一つ大きな検討課題である、このように考えております。

○平田委員 これはこの間の私どもの質問でも大変問題にしたわけですけれども、結局免許証を持つていらっしゃい、就職の採用するかどうかの条件としてこの運転歴が使用されるであらう。

同様に保険会社でも、加入を希望する人に対しては、事故歴、運転歴を導入する場合は、運転歴の証明書を出してくださいよということになると思ふのです。

警察庁のお話ですと、強制にわたることにはならないから心配ないと言うのですよ。本人がそれはセンターに対し請求するのですから、そして本人が出すのですから、何でもないよう見えますが、本人が泣き出さなければならないという面に強制がかかれば結局強制的に経歴を出させられるという結果になるのだと思うのです。これは局長、もう一度お伺いしておきますけれども、そういうことになるのじやないのですか。

○鷹田政府委員 この法律の目的にもありますように、道路交通に起因する障害の防止あるいは運転者の利便に資するということございまして、運転者の申し出に応じて本人に出すということでございまして、それが運転者の排除とかそういう趣旨に使われるということは、この法律の趣旨とするところではございません。

○平田委員 そんなことを聞いているのじやないのですよ。結局は強制になるのだということを言つてはいるのですよ。あなた方は知らぬと言うでしょう。使用者がせとづいうのだから私は知らぬと言うでしょう。本人が取るのだから強制にはならないと言うでしょう。結果はそうなると言うのですよ。あなた方がどう判断しよう理解しようと、結果はそうなるのだということを言つているのですよ。これはこの前も論議したとおりです。

最後にお三方に、交通警察のあり方について、いろいろの機器整備関係、それから交通安全のためのひとつの点は改善してもらつ必要があるのではないかという意見がありましたら、一言ずつ御意見をお願いいたします。

○菊池参考人 損害保険業界いたしましては、交通警察、これは広い意味で考えてござりますが、取り締まり関係、それから交通安全のためのいろいろの機器整備関係、近年非常に改善されてしまふ満足しております。

なお、具体的な問題、そのほかに申し上げるよ

○小久保参考人 私どもは、交通安全の総合対策といったしまして、現在もすでに警察の御協力を得ていろいろな対策を立てておりますが、農村では先ほど申し上げましたような事情でもござりますので、今後もこの交通安全対策をわれわれが実施をいたします場合に、十分御協力をいただいて、事故が減るような御配慮をいただきことを私の方からもお願いを申し上げたい、このように考えております。

○中村参考人 日本の陸上交通をよくすることとで、今まで少なくとも十年か二十年の間警察は一番はじめに地についた仕事をしてきてると思っておりますが、ただ、末端の地方に行くと、警察署長さんとか交通部長さんでときどき変なのがいます。

それからもう一つは、私はもう何年か前に警察庁長官にもお話ししたのですけれども、警察官特に大事な交通警察官が事務的な仕事をすいぶんたくさんやつていると思います。こういう仕事はもつたいないことだから、早く事務員か何かに移してしまった方がいい。これが先ほど申し上げなかつたのですが、本当はこの法案に賛成しているかなり大きな理由の一つでございます。

○平田委員 以上で私の参考人に対する質問は終わります。

○下平委員長 次に、小濱新次君。

○小濱委員 率直に何点か最初に御質問いたしましたので、まとめてお答えをいただきたいと思います。

日本損害保険協会会長の菊地稔先生にまず数点お伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、保険契約者以外の第三者が車を運転して事故を起こし、加害者となつた場合に、その自動車につけられている保険で救済されないと私どもは聞いているわけです。その救済措置が講じられないかどうかという問題でございます。

一点目は、自損事故ですね。死亡したり負傷し

が困窮することに変わりはないわけであります。このような自損事故についても保険金を支払うようにすべきではないか、こういういろいろなあなたの声を聞きまして、私ども率直に感じておりますので、この際御意見を聞かかしていただきたいと思います。

それから三番目には、これは運輸省の宇津木さんも来ておられましたら一緒に聞いていただきたいし、お答えをしていただきたいと思います。自賠責保険金支払いの範囲でございますが、死亡した場合、あるいはがの場合、後遺障害については後遺障害補償費となつてゐるようであります。この現状制度では十分な被害者救済ができないよう私どもは感じておるわけでござります。これを解決するには、自賠責保険の内容を充実すべきではないか、こういうふうに考えますが、ひとつこの点についての御所見も承りたいと思います。これは運輸省からもひとつ聞かかしていただきたいと思います。

さらに菊池先生にお尋ねいたしますが、この任意自動車保険の対人賠償保険の加入率を拝見しましたところが、私の方の資料が間違つてあるかどうかわかりませんが、全国平均で四三・五%になつておりました。都道府県別では、東京、大阪、愛知、神奈川県など大都市では加入率が五〇%台、こういう数字になつておりました。半面、一〇%台の県が十三もございました。こういう地域的な格差が目立つているわけでございますが、結論として、全国的に加入率を引き上げることも大切でございまするけれども、一方このような地域的な格差を是正することも大切であると思うわけでございますが、この点について御意見を聞かせていただきたいと思います。

これは菊池先生と小久保武夫先生にもあわせてお答えいただきたいと思いますが、損害保険会社の任意自動車保険の普及率が四〇%そこそこ、こういうふうに拝見いたしました。これに農協の自動車共済を加えても、五〇%くらいにしかなつていただきたいたいと思います。

ないようでござります。自賠責保険があるにせよ、その上乗せとしての任意自動車保険の普及率が、いまお示しをいたしましたようなこういう状態では、いざ事故が発生した場合に、加害者の賠償金支払い能力が十分でない場合がずいぶんとあります。たゞ裁判に勝つたといいたしましても、實際上支払いを受けることができないで泣き寝入りになつてゐる、こういうケースが間々あるわけございますが、被害者救済の觀点に立つた場合に大きな問題が残つてゐるわけですが、この問題についての御所見も承つておきたい、こういうふうに思います。

最後に、これも菊池先生と小久保先生にお伺いしたいと思いますが、財団法人交通安全児童育英会が、交通違反を対象に育英事業を実施してくださつております。現在交通安全奨学金賛与は、高校生が月額五千円、これは特別的に生活保護世帯は月額一万円、こうなつてゐるようござります。大学生が月額二万円になつております。この対象人員は、高校生が三千八百三十一人、大学生が百七十二人。計四千三人となつてゐる、こういうデータが出てまいりました。この育英事業の運営は、各種の善意の寄付金によつて、その基金に賄はれてゐるわけでござりますが、今後の見通しとして、事業の充実のためこの基金の一層の拡大が望まれてゐるわけでござります。

そこでお伺いしたいことは、保険事業の収益をこれらの事業を通して社会に還元することも、いろいろとそういう御意見を私ども承つておるわけですが、今後積極的に考えるべきではないかと私ども意見を総合して考えております。この育英基金の内訳についてはもう御存じであろうと思ひますので詳しくは申し上げませんが、以上の点について、いろいろとたくさん申し述べましたが、まとめてお答えをいただきたいと思ひます。

日本自動車連盟副会長中村俊夫先生には大変申しけれありませんが、時間の都合もございまして、お許しをいただきたい、こう思ひます。

○菊池参考人 ただいまの御質問にお答えします。  
最初に、保険にかかっていない車が加害者とな

で事故を起こした場合どうするのかということでしたかについて御質問でございました。

現在御承知のように、強制取締法がございまして、あらゆる車は、法制で認められた特殊な車種など、いづれも課税二段階課税を受けております。

を踏み出さしてみたが保険料はノットレセントで、車の購入料金も100ドルです。まず無保険車はないと思つておりますが、しかしあるいは場合によつてはそういうことがあります。もしもそう、ハーフドライバーズ保険に入つて、ハーフ車があるかもしれません。いずれにしましても、自賠責保険に入つておりますれば最高千万円までの保障はその資金を通じて得られるわけでございますが、

無保険車の事故あるいは加害者不明になつたときは、やはり自賠責法の中で、そういうふたところから不幸にして被害に遭つた方にに対する補償方法がすでにできております。それで処置をしているわけでござります。その限度の千円以上の一いわゆる保険に入つてゐる民保部分でございまが、これについては加害者そのものが自分で補償に当たらなければいけない、自賠責を超えた部分は自分で補償しなければいけないわけですから、その資力があるかないかは別といたしまして、あくまでも加害者そのものの責任として残るわけでございます。

それから、自損事故と申しますか、ドライバー自身がけがをしたり、あるいは場合によっては死亡したというようなものの補償、これは自賠責保険の面ではそういう責任を持つております。自賠責保険は、民保と比べました場合には、無過失主義で、損害保障するといいますけれども、あくまでも根柢は賠償責任というものを前提にこれを担保する保険でございまして、ドライバーが御自分でやった場合には、要するにこれは責任の持つていどころがないわけでござりますから、そういう意味で自賠責ではこれを取り上げて損害の対象にしておりませんです。ただ、民保におきましては、民保の普通自動車の対人賠償保険におきま

しては、やはり自賠責と同じように賠償責任保険でござりますから、御本人そのものることは賠償責任と申しませんから保険外でございますけれども、御本人そのものの保険は搭乗者保険と称しまして、われわれ傷害保険と言いますが、要するに自分の体は自分で保険するという保険でございま  
すが、その範囲の保険はいろいろたくさんござりますけれども、搭乗者保険というのも普通の民保自動車と一緒に組み合わせて、そういう保険をつくりております。それに加入していただきことに  
よってその問題の解決を図っているわけでござります。

それから 三番目の御質問の方は 運輸省の御質問であります。運輸省の方にお任せして、自賠責の内容充実という問題は一応お任せいたしまして、対人民保加入率が四十数%である。われわれ損害保険事業界でやるのが四十数%、このほかに御案内のように共済事業がござりますが、合わせましても五〇%をそこそこござります。これが地域的にいろいろ変わつておりますまして、たとえば東京都のときは平均から非常に高くなっています。六五・六%あるかと存じますが、地域によっては非常に低い。しかし、これもまた、われわれが損害保険事業でやっているのと共済組合でやっているのが、ある意味ではうららになっているような意味がありまして、大都會では損害保険としてやっている部分が多いが共済は少ない、逆にある地方では損害保険

は非常に少ないが共済の方が非常に高い、そういうところもあります。しかし、全体としては御指摘のように少ないことは事実でございます。  
もつとも保険の普及率というのは、普通統計的には、日本全国の保有台数というものを分母にして、保険加入率あるいは共済加入率というものを分子にして計算するわけですが、それでも数強制賠償を別としました上積み部分については、資力の十分な法人とか政府団体あるいは外交関係筋の車などは普通実態から申し上げて加入しないのが多い、ほとんど加入していないと申し上げていかと思います。ですから、こういう所有

者は資力に十分自信があると見ていいわけですが、います。しかし、私どもは、それだからといって、保険に入つていただく必要はないとは決して思つておりませんけれども、実態はそういうことです。ざいますから、五〇%と申しましても、そういう車を仮に保有台数から引きますと、幾らかそれがまた高くなるかと存じます。

いざれにしましても、普及率の低いことに対し  
てはわれわれは非常に遺憾でござりますので。社  
会的にも非常に不幸な問題を惹起しますので、こ  
れの普及率拡大にありゆる手段を通じて、われわ  
れの募集機關を通じ、また世間全体にはマスメデ  
シアを通じ、あるいは学校教育というふうなもの  
にまでさかのぼつて、これは教育担当機関の方々  
にお願いする、あるいは交通関係の行政に直接携  
わる陸運事務所あるいは警察署、御関係のいろいろ  
な御指導の機会に、資力のない者は車を運転す  
るなどいうふうなところまで踏み込んでいただく  
資力というのは、この場合御本人に資産がなければ  
保険以外にないわけでございましょうから、そ  
ういう意味で啓蒙していただきたいことであら  
ゆる方面に最大の努力を傾注しているわけでござ  
います。

それから、最後に育英基金への協力のことについて御質問がございましたが、かねてそういうことについては、元来がわれわれ損害保険事業は保険という機能を通じてこういう問題の解決に努力

た。今年度も間もなく決算期を迎えるわけですが、現在のところ五千万円程度をさらに寄付を申し上げたい、このように考えております。  
以上でござります。

○字幕本説明員  
自賠責保険の内容の充実、という点でござりますが、当面最大の目は、やはり保険金限度額の引き上げということになろうかと思ひます。この自賠責保険金限度額につきましては、この前引き上げましたのが御案内のとおり四十八年十二月でございまして、この際死亡の保険金を五百萬から一千萬円、傷害につきましては五十萬から八十万、後遺障害につきましてもやはり最高限五百万から一千萬円に引き上げたわけでござります。この引き上げは、その前の引き上げが四十四年十一月でござりますから、ちょうど四年と一ヶ月ですが、

四年を超した期間でございました。四十八年十一月に引き上げまして、現在までのところ経過期間といたしましては一年四ヶ月、その前の四年を超える期間と比べますとかなり短いわけございますが、この間におきまして経済事情につきましても相当な変化がございましたし、また保険金限度額の引き上げにつきましては各方面から要望が出ておりますので、交通裁判におきます賠償水準の動向とか、あるいは自賠責取扱の推移等を勘案しながら、前向きに検討をいたしてまいりたいと考えております。

○小瀬委員 大変ありがとうございました。

○下平委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く、礼申上げます。

○下平委員長 引き続き、政府に対する質疑を続行いたします。井上泉君。

○井上(泉)委員 この自動車安全運転センターの資金計画を見ますといふと、当初、五十年度で二億三千三百万という保険会社からの寄付金等を見込んでおるわけでありますが、さつき保険会社の方にお尋ねになると、そのことについてはまだ話を承ってない、こういうことであります。大臣としては、これはもう寄付は確実に受けられるという見通しを持つておられるのかどうか、その点をまずお答え願いたい。

○勝田政府委員 資金計画で初年度「一億」三千三百円というのは、「その他」の欄に計上いたしております。自賠責の運用益からお願いをしたいと考えておりますのは、一億五千万程度をお願いをいたしたいというふうに考えているわけござります。御趣旨につきましては御賛同いただいておりますので、いずれ法案成立後、具体的にお願いしますので、いざれ法案成立後、具体的にお願いに上がりたいというふうに考えておりまして、ま

た、御協力をいただけるものであろうというふう  
一考えております。

でやつております業務は、行政処分とかそういう種類の身分を直接受けるような業務でござ

れなければいか  
の点どうですか

じやないかと思うのですが、そ

いたしましては一年四ヶ月、その前の四年を超える期間と比べますとかなり短いわけでございましたが、この間におきまして経済事情につきましては相当な変化がございましたし、また保険金限度額の引き上げにつきましては各方面から要望が出ておりますので、交通費判におきます賠償水準の動向とか、あるいはまた自賠責収支の推移等を勘案しながら、前向きに検討をいたしまりたいと考えております。

○小瀬委員 大変ありがとうございました。

○下平委員長 以上で参考人に対する質疑は終りました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く 礼申上げます。

○井上(東)委員 そこで、この自動車安全運転センターの業務でありますか、いま地方における警察で行つております免許センターなんかへ行きますと、私、過日私の高知県のそういうところへ行きましたら、土曜日でありましたけれども一日に五百人、六百人、月曜からその他の日になるともう大変な人数だ、こういうことを言われておつたわけであります。そのことを聞いて、それで今度自動車安全運転センターの法案ができるので、そういう点についての免許センターの中で行つておる業務の一部は、この安全センターで代行するようなものがありはしないかどうか、そういうことを考えたわけであります。自分としてはその機関が浮かび上がつてこないわけですが、その点について、警察庁の方ではどういうお考えを持っておられるでしょうか。

○井上(東京委員) そこで、この間、委員会で大臣は非常に率直に、これは警察官の第一の就職の場であるということを表明されたわけであります。私は、これは率直で結構だと思います。それは幾ら理屈を言つても、それには間違いないのですから……。ところが、それが目的であつてはならないわけで、要するに自動車の安全運転ということが第一の目的でなければならない、こう思うのですが、それについては大臣、どうですか。第一の目的が警察官の第一の就職の場ですか、どちらですか、その点。

○福田(一) 國務大臣 先日は、いろいろ誘導をされてお答えをいたしたと思うのですが、法律をつくるのに、そういう趣旨は表面に出すわけにはあ

○勝田政府委員 確かにその違反をさせないといふことが一番の目的であろうかと思ひます。そういった面の一般的な安全教育の問題につきましては、交通安全協会といったような民間の団体が非常に熱心にきめ細かくやっていただいているわけでございまして、また、この法案の趣旨をいたしまして、ところも、四号業務の研修業務というようなものもそうじつたことに入りましようし、また、いろいろと無事故、無違反であるというような証明書をいたただけるというようなことで、違反しないよう心がけるというような効果もあるらうかといふうに考えてまして、その違反をさせないという面からも非常に大きな効果があるのじやなかるうかというふうに考へておるわけでございます。

○井上(東)委員 これはたとえば運転者の求めに応じて無事故、無違反などの運転経験を記載した

○下平泰賀長 引き続き、政府に対する質疑を続  
行いたします。井上泉君。

ゆる通報業務とわかれわれ申し上げておりますが、それと、二号の経歴証明の業務、これは今回セントラーや初めてやろうとする業務でございまして、従来、警察でやつておった業務以外の業務でござりますので、特にそれによつて免許センターのお仕事に影響するということはないと思います。ただ、三号の事故証明の業務でございますが、これは現在、警察署長がやつておりますので、この事務につきましては、センターに代替させて、事務が軽減されることになるうかというふうに考えております。

○井上(鬼)委員 私は、そのことについて抗議をしておるのぢやないのです。抗議をしておるのでないのですけれども、本来の目的であるこの自動車の安全運転をドライバーにいろいろ教育活動をするその中で、この業務の五つの柱で、第一に

○**勝田政府委員** やはり運転者として、自分が無事故、無違反であるということを証明してもらいたいという気持ちの方は、一般にもかなりあると思いますし、あるいは表彰などを受ける際にも、自分は無事故、無違反であるということの証明書を出すことによって、事業所等において表彰を受けるというような面にも、その効果があるうかというふうに考えております。

○**井上(泉)委員** これはそういう効果があるかどうか、私自身わからぬですけれども、そういうふう

○**勝田政府委員** 資金計画で初年度一億一千三百五〇万円というのは、「その他」の欄に計上いたしております。自賠責の運用益からお願ひをしたいと考えておりますのは、一億五千万程度をお願いをいたしたいというふうに考えておるわけですが、ります。御趣旨につきましては御聴伺いただいておりますので、いずれ法案成立後、具体的にお願いを上りたいというふうに考えておりまして、ま

○井上(東委員)いや、私が問うたのは、現在やっている免許センターの業務の一部は、やはりこの安全センターの中で仕事をするようなことはできないかどうか。いまの警察庁の免許センターの仕事がいわば非常に多忙をきわめておるような状態であったので、そのことをお伺いしておるわけです。

道路交通法の規定に違反したことによりとあるが規定に違反しないような事前の運動というものが私は第一に掲げられて、その事前の運動をするためにこの機構をつくるということでなければいけない。結果が判明して、つまり規定に違反した者をその違反をしたことによってこの業務をするのではなくて、違反をしないように、この業務の第一番にドライバーに対する教育というものが置か

ことを期待して運転者が、おれはこのとなり無事故でござりますよということで、前に優秀のマーケをつけることは、これはドライバーとして非常に誇りに思つておるのでですから、それはそれといたしましても、この安全運転センターでそういうことをするということ、これはもう簡単な業務ですが、そういう簡単な業務をするよりか、せつかく経験豊かな警察官の第一の仕事場として設置す

るのですから、機構的にもまた業務的にももつと実態に即した仕事というものが見出せなかつたものであろうか。ただ、そういう簡単な仕事だから予算の規模としても政府出資がわずか五千万円で置いておく、こうしたことになつておるのだろうか、こういふようになります。政府出資でありますから、いわば公的機関に準するわけでありますし、そうなればやはりある程度の権威というものをこのセンターに持たせないと、これは権威のない、つまり業務に対しても法律的な裏づけのないようなことでは、仕事をする者としての意欲といふものが非常に阻害をされはしないか、それこそ第一の人生で、そこへ行くだけで事足り、こうしたことになりやしないかと思つてますが、この点どうなんですか。

○勝田政府委員 このセンターにつきましては、名称もこのセンターだけにしかこういった名称を使えない。それで全国で一つしか置けないと、いうような性格のものでござりますし、全国的な唯一の組織である。こういふような点から見ましても、このセンターについては十分に権威のある、このセンターに勤務する職員につきましても、自分らの仕事が交通事故の防止に役立つんだということで、十分誇りを持つて仕事ができる組織にならうかと考えております。

○井上(東)委員 これはだれが質問されたことかとも思つわけですが、不勉強で出席してなかつたのでわがりませんので、重複するかもしませんけれども再度質問するわけです。これは、大体ことしの規模と、それから将来において各府県の人的な規模と、いつのはどの程度を目途に置いておられるのか、その点承つておきたい。○勝田政府委員 発足の当初には、大体百五十人程度で発足をいたしたいと考えております。次年度から百九十五人程度、その後、事業の規模に応じて体制を充実してまいりたいと考えております。○井上(東)委員 全国ですか。

○勝田政府委員 全国でございます。

○井上(東)委員 全国で百九十九人というお答えでありますけれども、これは大変な人員で——これは大きいといふ意味における大変じやないですよ。

少い意味における大変な人員ですが、私はそういうふうにややちな考え方じやなしに、せっかく

そういう安全運転ということをドライバーによくやらずための機関として生まれるわけですから、これをひとつ、たとえば公安委員会でやつておる自動車学校の管理とかいうようなものもこの安全運転センターの中で管理をして、人のにももつと充実をしてやるような考え方というものは立たないものであろうか。公安委員会の自動車学校の方は公安委員会の所管ということにはなつておるけれども、そういう自動車学校の所管くらいは安全運転センターでやらしたらどうですか。

○勝田政府委員 今後の安全運転センターの運営の実績を見ながら、さらに検討を進めてまいりたと考えております。

○井上(東)委員 そこで、これは自動車事故というものがなければこういふ問題は起ららないと思うわけですが、農道は道路交通法の法規の中に含まれておるのかどうか、その点、交通局長から……。

○勝田政府委員 大部分含まれている道路が多いと考ります。

○井上(東)委員 大部分が含まれておる道路が多いたと考えております。

○井上(東)委員 ここでは、これは自動車事故といふことではわからないわけですが、農道といふものと一般道路といふものは性格が違うわけですね。だから、農道といふものは管理責任者も違います。だから、農道といふ点で、どういう農道は道路といふものと一般道路といふものは性格が違うわけですね。ただ、農道といふ点で、どういう農道は道路といふものと一般道路といふものは性格が違うわけですね。

○勝田政府委員 一般の交通の用に供されている農道が道路交通法の適用外であるか、こういふことを御説明願いたい。

○井上(東)委員 一般的な農道は、農道といふ点で設置しておる農道があるのかどうか。これは農林省の方にお尋ねしたいのですが、どうですか。

○池本詔員 お答えいたします。

御案内のとおり、農道は農業經營上必要だといふことでつくつてございまして、當農に支障がない場合は農業者以外の車も通行は可能でござります。

○井上(東)委員 それは當農にも支障がない場合

は通行が可能だということだけで道路交通法の中に入つておる道路、そういう認定というものは、この農道は當農に支障ないから一般交通の用に供する農道と理解をして道路交通法の中へ入れる、

こういふように道路交通法の取り締まり当事者の判断によつてその都度農道の位置づけというものが変わる仕組みになつていますか。

○勝田政府委員 実態として一般交通の用に供されていれば道路交通法の適用のあるものとして扱つております。

○井上(東)委員 一般として使われておれば、そ

れで使われておる現象によって道路交通法の取り締まりの対象になる、こう理解をしていいですね。

そこで、道路の管理者といふものが必要なわけであります。農道と一般地方道とが交差しておるわけですから、この点、交通局長から……。

○井上(東)委員 大部分含まれている道路が多いと考ります。

○井上(東)委員 大部分が含まれておる道路が多いたと考えております。

○井上(東)委員 ここでは、これは自動車事故といふことではわからないわけですが、農道といふものと一般道路といふものは性格が違うわけですね。

○井上(東)委員 一般の交通の用に供されている農道が道路交通法の適用外であるか、こういふことを御説明願いたい。

○三野説明員 お答えいたします。

県道と農道が交差をいたすという場合についてお答えいたしますと、農道の事業者が、県道に交差いたします場合に道路法の二十四条によりまして、その交差をいたします構造等につきまして道路の管理者と協議をいたします。道路の敷地の中にはあります部分、在来の県道の敷地の中にかかる

うわけだし、そういう点で、どういう農道は道路といふものと一般道路といふものは性格が違うわけですね。

○勝田政府委員 ちよつといま事情をつまびらかにしておりませんので、はつきりしたお答えはできませんのでござります。

○井上(東)委員 これはいろいろと農道の問題あるいは林道の安全対策、特に林道等におきましては、これは山につくつてあるのでありますから、大規模林道になりますとかなり安全対策がなされておるわけでありますけれども、普通の林道になりますと、防護柵とかいうようなものがほとんどない。ただ山の中腹を切り取つてやつておるだけ、一歩誤れば大事故につながる、そういう点で林道關係の安全対策というのも非常に不備だと思つますが、それについて林野厅の方ではど

○井上(東)委員 農道が非常に普及しているといふか、各地域にかなり農道が農免道路として二車線でなされておるわけですが、そういう場合には、農耕の用に支障がない、一般通行にしても支障がないということことで道路交通法の取り締まりの対象になる、こうしたことになるのですか。支障があるかないかということは交通事故が起こらないとわからない。交通事故を事前に防止するために、この農免道路は一般道路とは違うんだから、たとえばダンプカーや砂利とか土砂とかそういうものを積載した大型の自動車は農道の通行禁止をするとかいうような措置は公安委員会でやれますか、やれないですか。

○勝田政府委員 道路に関する交通の規制でござりますので、公安委員会がやることになります。やれるわけござります。

○井上(東)委員 農道に乗り入れておるダンプカー等について、ここは農道だから乗り入れを禁止するということが公安委員会で規制ができると同時に、それは非常に手続的にも暇が要ると思うわけですが、農道の管理を道路交通法による道路と同じように、警察庁がこれを所管をするということがありますと、いわば自由に農道を利用できる、

こういうことになるわけありますが、その点について農道における交通規制をしておる事例が全國的にあるのかどうか、その点承つておきたい。

○勝田政府委員 ちょっといま事情をつまびらかにしておりませんので、はつきりしたお答えはできませんのでござります。

○井上(東)委員 これはいろいろと農道の問題あるいは林道の安全対策、特に林道等におきましては、これは山につくつてあるのでありますから、大規模林道になりますとかなり安全対策がなされておるわけでありますけれども、普通の林道にな

うじう対策をとつておられるのか。

○若林説明員 お答えいたします。

まず、林道の構造が弱い部分につきましては、

現在林道改良工事をやつております。橋梁の改

良あるいは幅員の拡幅、勾配の修正等、十三種類

につきまして補助の対象にしております。

それから、先生のお話のよう、維持管理につきましては交付税交付金の対象といたしまして、

現在スター当たり百円の算定をいただいてお

りますが、これをもしまして、金額はわずかでござりますが、ガードレールその他工事につきま

して着々整備を進めております。

○井上(東)委員 交付税の問題が出たわけですが、大臣は自治大臣も兼務されておるわけですからお尋ねするわけですね。最近農道が整備され

るに従つて、大型の自動車等がその農道をかなり利用することによって破損度が高いわけです。ところが、農道に対する交付税の算定の比率といふものは非常に単位が低いわけです。そういう点からも、農道、林道というものの交付税の算定の比率といふものを見直すべきであると思うのですが、その点について自治大臣として考えられたことがあるのか、あるいは検討されようとするのか、お伺いしたいと思います。

○福田(一)国務大臣 ただいま御指摘になりました農道、林道等に対する交付金の問題でございま

すが、これはだんだん事故が変わってまいりました。当初はそれほど問題にしないでも済んだのですが、今日ではいま御指摘のようにその重要性も加わっておりますので、自衛省といたしましては今後の問題として先生の御意見等も体して検討させていただきたい、かように考えます。

○井上(東)委員 もう一つ、これは保険の問題で先ほど参考人の方にいろいろ御意見を承り、このセンターについての見解等も承ったわけですが、自動車保険というものはもうかなり普及をしておるというか徹底をしておるわけでありますけれども、しかしやはり一般的に強制保険と任意保険と掛けておけば大体事故があつても大丈

夫だ、こういうことで、自動車保険の場合には、任意保険の場合には、保険を掛けた人がそういう

解釈のもとでやつておるけれども、実際の損害額の補償ということになると、なかなかそう

はまらないのが現状ですが、そういう誤解を与えないように、つまり保険は一千万の任意も掛けないよう、つまづき保険は一千萬の任意も掛けないと、なかなか損害額が決まります。

それから、先生のお話のよう、維持管理につきましては交付税交付金の対象といたしまして、

現在スター当たり百円の算定をいただいてお

りますが、これをもしまして、金額はわずかでござりますが、ガードレールその他工事につきま

して着々整備を進めております。

○井上(東)委員 交付税の問題が出たわけですが、大臣は自治大臣も兼務されておるわけですからお尋ねするわけですね。最近農道が整備され

るに従つて、大型の自動車等がその農道をかなり利用することによって破損度が高いわけです。ところが、農道に対する交付税の算定の比率といふものは非常に単位が低いわけです。そういう点からも、農道、林道というものの交付税の算定の比率といふものを見直すべきであると思うのですが、その点について自治大臣として考えられたことがあるのか、あるいは検討されようとするのか、お伺いしたいと思います。

○福田(一)国務大臣 ただいま御指摘になりました農道、林道等に対する交付金の問題でございま

すが、これはだんだん事故が変わってまいりました。当初はそれほど問題にしないでも済んだのですが、今日ではいま御指摘のようにその重要性も加わっておりますので、自衛省といたしましては今後の問題として先生の御意見等も体して検討させていただきたい、かように考えます。

○井上(東)委員 もう一つ、これは保険の問題で先ほど参考人の方にいろいろ御意見を承り、このセンターについての見解等も承ったわけですが、自動車保険というものはもうかなり普

及をしておるというか徹底をしておるわけでありますけれども、しかしやはり一般的に強制保険と任意保険と掛けておけば大体事故があつても大丈

思います。

そしてまた、自動車事故の場合に、被害者が重傷を負った場合には、これは大変な治療費がかかり、生活に困るような状態があるわけです。どこ

が幾多例としてあるわけです。そこで、自賠責の方には内払いの制度があるけれども、任意には全

然内払いの制度がないわけですが、そういうことでは問題はないと思つて示談をすると、後で保険会社の方では五百萬、六百万しかくれない、それで自分でまた大変な金額を負担しなければならぬ、

こういうことで困つておる事例というものがたくさんあるわけですが、その辺における任意保険の取り扱いの指導、こういうふうなものを保険会社に対しても十分やつておられるかどうか、その点保険部長の見解をお伺いしたいと思います。

そしてその強制の限度額にしても、速やかに一千五百万の限度額に引き上げるべきではないか、

こういうように考えるわけですが、それについての保険部長の見解を承りたいと思います。

○德田説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、任意保険の内容について契約者に十分内容を知悉していただくということは非常に大事な問題でござりますので、この点に

つきましてはかねがね保険会社を指導しております。現在は保険に入していただく際に、保険内容を略記いたしました「保険のしおり」という

ものを作成いたしまして、それを交付させるようにしておるわけですが、しかし何

分にも文書で書いたものでござりますので、必ずしも全員が目を通すというわけにもいかないとい

うこともございます。御指摘のような問題点もいろいろあるわけですが、この点につきましては、やはり契約者と直接接觸いたしましたのは損害保険会社の代理店が主体でございますので、こ

の点の教育の徹底も今後さらに図つてしまいまして、御指摘のような誤解の生じないよう十分に指導してまいりたい、このように考えております。

それから、自賠責保険の限度のお話でございま

すが、この点につきましては、先ほど運輸省から御説明申し上げましたように、四十八年の十二月に五百萬円から一千萬円に改定したわけでござりますけれども、その後の物価水準の動向あるいは一般的な賠償水準の推移等から見まして、この点につきまして改定すべきではないかという御意見も各方面に見られるわけですが、この点につきましては今後前向きに検討してまいりたい、

このように考えております。

○井上(東)委員 時間がないので、今度はまとめ

ますけれども、しかしやはり一般的に強制保険と任意保険と掛けておけば大体事故があつても大丈

調査ということを要求をされたわけあります。

もちろん、全国的にこれを調査するということは大変なことだと思うわけですが、各県で一つか二つか抽出をして調査をすればこれは早くできる

官房審議官に、そういう方法で抽出をして員外利用の状態がどうであるのか、そういうことはできぬが、なかなか損害額が決まらない、損害額が決

まらないために保険金も出ないと、いうような状態が幾多例としてあるわけです。そこで、自賠責の方が内払いの制度といふものを作成されるけれども、任意には全く内払いの制度がないわけですが、そういうふうにすべきではないか。

そしてその強制の限度額にしても、速やかに一千五百万の限度額に引き上げるべきではないか、

こういうように考えるわけですが、それについての保険部長の見解を承りたいと思います。

○德田説明員 お答えいたします。

先生御指摘のように、確かに特に傷害のよう

場合には、最終的に示談が成立する以前にかなり被患者としても経費の支出を必要といたしますので、そのような点につきまして、任意保険につきましても内払い金の制度を今度設けられまして、現在実施中でござります。したがいまして、かつて自賠責保険が内払いの制度があったわけですが、最近は任意保険につきましても御指摘の

ような内払い制度が実施されているわけですが、

○齋藤説明員 先生ただいまお話をございました

いわゆる員外利用の実態でございますが、先ほど全共連の小久保参考人からもお話をございましたように、現状といたしましては十分に把握ができるておりません。お話をございましたので、全共連とも相談をいたしまして、いま先生御指摘のよう全国五千幾らのを一遍にというのもなかなか無理でござりますので、ただいまサゼスチョン

ざいましたようなやり方等もあわせ検討させていただきますて、時間をかしていただきたいと思います。

○宇津木説明員 お答えいたします。

無保險車につきましては、確かにこういうものが散見されるのは事実でございますが、現在採用をしております車検制度にリンクいたしました車両保険、こういうやり方が無保險車対策としてはやはりベストの方法である、こう考えておるわけになります。

でございまして、無保險車におきまして一番の問題は、結局車検制度にのつていいような車についてかなりの無保險車が見られる、こういうことになるわけですが、たとえば一時は軽自動車は車検の対象になつておませんでしたのでかなりの無保險車がありましたが、それが軽自動車の三輪以上が車検の対象になりました、今後そ

の車検制度を通じましてその付保率は向上していくと考えておるわけでござります。したがいまして、後残る問題は原付とかあるいはまた軽の二輪、こういうような車検制度にのつてこないものが生じる問題になるわけでございますが、これらものに対しましては、現在もやつております街頭取り締まり制度とか、あるいはまた監視員による監視制度、これらをさらに充実いたしまして、無保険車の減少に努めたいと考えております。

○井上(泉)委員 無保険車の取り締まりというか無保険車を防止をするためには、これは運輸省だけではなかなかできないと思うのです。やはり警察署で交通事故犯とかいろいろ検問をする場合等に当たって無保険車であるかどうか、そういう調査ということをすることは必要なことではないかと私は思うのですが、そういう点についてはやつておるでしょうか。

○勝田政府委員 御質問のように、必要のつどやつておるわけでございまして、四十八年の違反取り締まり件数でございますが、無保険車の運行につきましては、六千件余りの検挙をいたしております。

○井上(泉)委員 これは免許証の減点はあるのですか、マイナス一点とか。  
○勝田政府委員 これにはございません。  
○井上(泉)委員 やはり免許証の減点というよりも私たちは考えなければいかぬじゃないかと思うのです。往々にして無保険車、それからまた強制だけの保険を掛けた車に事故が多いので、そういう点も嚴重に対処していただきたいと思います。

私どもは自動車安全運転センター法そのものについて、これに反対の意見を述べるものではないわけありますが、しかし、この内容といたしましては、もつと充実をした、本当に国民が喜ぶべきであると思います。そういう点からも、金のないときであるから保険会社から多額の寄付をもらおうだいするところとは、これはあり得るにい

たしましても、そのことによつて保険会社にいろいろと政策的にあるいは行政的にいわば迷惑せねばならぬような、そういうふうなことになつてはこれは大変なことだと想つのですが、こういうことにについての大臣の見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○福田(一)国務大臣 まさにと適切な御意見であると私は考へておるのでございまして、この運管に当たりましては、先生の仰せられたよな御趣旨をよく考へて、そしてやはり国民に対する親切な行政をすることを中心にしてこのセンターを運営して、さらにはまた、センターにもつ少し積極性のある仕事をつけ加えるという意味で、今後も研究をさせていただきたい、かように考へるわけでござります。

○井上(東)委員 終わります。

○下平委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○下平委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。  
自動車安全運転センター法案に賛成の諸君の起立を求めます。

○下平委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下平委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよならと決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○下平委員長 この際、福田国家公安委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○福田(一)国務大臣 ただいまは、自動車安全運転センター法について慎重御審議の結果御採決をいたしましたことにあります。

○下平委員長 次回は、公報でお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

ペジ	段	行	誤	正
四	二	二六	揮発	
二	三	一八	刻着時刻	到着時刻
一	三	一不化	元化	